

港北区自転車等放置対策推進事業委託仕様書

1 事業内容

駅周辺に自転車等放置防止監視員を配置し、放置しようとする人に対し、放置禁止区域であることを知らせ、状況に応じて自転車駐輪場への誘導・案内等適正利用への指導啓発を行い、自転車等の放置防止を図るとともに、禁止区域内に放置されている自転車への警告札の貼付及び自転車のマナーアップのための声かけを行います。

2 自転車等監視員の業務等

業務の履行にあたっては、本仕様書及び港北区自転車等放置対策推進事業実施マニュアル並びに、自転車マナーアップ声かけ業務実施マニュアルに従い実施します。

3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(1) 配置日

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日のうち、区と受託者の協議の上決定します。

(2) 配置時間

- ・午前9時00分から正午まで
- ・午後2時00分から午後5時00分まで

4 履行場所

配置場所は原則として、港北区内の駅（日吉、綱島、大倉山、菊名、新横浜、妙蓮寺、新羽、岸根公園、小机、日吉本町、高田）のうち区が指定する駅周辺の放置禁止区域内（別図参照）とします。指定した駅以外の場所については、自転車等の放置状況により、区と受託者との協議の上、合計回数の範囲内で配置することができることとします。

5 配置体制

別に定める令和4年度自転車等放置防止監視員基本配置体制を参考とし、あらかじめ定める日時に配置することとします。

※1駅1時間帯につき最大配置人数まで、同時に配置することができます。（3人配置したら3回とする。）

6 区からの交付物品

啓発札、腕章を貸与。

7 現場責任者

配置する監視員のうち現場責任者を1人選任することとします。現場責任者は現地における業務の遂行を総括し、監視活動中の事故及びトラブル等の処理にあたることとします。

8 業務報告書（業務日報）の作成

業務の実施に際しては、別に定める様式により業務日報を提出するものとします。

業務日報は、午前、午後の業務でそれぞれ分け、期間（1週間）ごとにまとめて区に提出するものとします。

9 事故防止

監視業務中に事故等が発生したときは、応急措置等必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく区に報告しなければなりません。

10 研修

受託者は、現場責任者を含む自転車等放置防止監視員に対して、業務内容に関する研修を行うこととします。

また、受託者は、自転車の安全利用の理解を深め、活動を円滑に進めるために、年1回開催される本市主催の研修会に参加することとします。参加に係る交通費等の経費は、受託者の負担とします。

11 その他

- (1) 受託者は、監視員の行為により人及び物件等に損害を与えた場合は、責任を持って損害を賠償する等必要な措置を講ずることとします。
- (2) 受託者は業務内容をよく理解したうえで、監視員の人選をするよう配慮することとします。
- (3) 業務遂行にあたっては、制服、腕章を着用することとします。
- (4) 業務の実施にあたり疑義が生じたときは、区と受託者の協議により決定、実施します。

港北区自転車等放置対策推進事業実施マニュアル

1 目的

この事業の目的は、横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年 10 月 1 日施行）の趣旨に基づき、自転車等の放置を防止するため、自転車等放置防止監視員を駅周辺に配置し啓発活動にあたるものです。

2 基本的な注意事項

(1) 安全最優先

実施にあたっては、安全を最優先し、活動の中で事故が起こらないよう十分に注意してください

(2) 市民対応は丁寧に

市民と接する場合には、本事業の趣旨をよく理解し、決して命令したり指導したりせず、丁寧に應對してください。相手の様子をよく見て、慎重に声をかけてください。

(3) 無理な実施は避ける

こちらの発言を聞かない人、或いは強い口調で言い返してくる等の場合には、無理な実施は極力避けてください。相手が説明等の話しに応じないようであれば、深追いはしないでください。

(4) トラブルが発生したときは

トラブル等があった場合には、区役所地域振興課放置自転車担当者（TEL：045-540-2244）に早急に連絡してください。

3 事業対象

放置されているまたは、放置しようとしている自転車及びバイク（白いナンバープレートの 50cc 以下のもの）が対象です。

50cc を超えるバイク（ピンク・黄色・大型バイクなど）は対象外です。
私有地に放置されているものは対象外です（一部が私有地にかかるものも含まれます）。

4 具体的な実施内容

(1) 啓発内容

- ・放置禁止区域内については放置できない区域である旨の声かけを行ってください。
- ・放置しようとしている人に、駐輪場へ止めるよう誘導してください。

具体的対応例

ア 放置禁止区域で放置しようとする人に対して

(ア) 対応例 1

(放置しようとする人を見かけたら)

A、「この場所は、(条例で決められている) 放置禁止区域ですので、
自転車(バイク)は置けません。」

(イ) 対応例 2

Q、「放置禁止区域とはどこか。」

A、「放置禁止区域は駅周辺概ね 300m 範囲内で、この地図に書いて
ある区域です。看板も立っていますのでご覧ください。」

(ウ) 対応例 3

Q、「少しでもなので、置かせてほしい。」

A、「なるべく早めに戻るようお願いします。ここは放置禁止区域
になりますのでご注意ください。」

(エ) 対応例 4

Q、「禁止区域は誰が決めたのか。」

A、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例で定められました。」

イ 駐輪する場所を聞かれたら

(ア) 対応例 5

Q、「どこに止めればいいのか。」

A、「駐輪場は、〇〇にあります。」

(イ) 対応例 6

Q、「駐輪場は一杯だと断られた。」

A、「駐輪場にご相談ください。」

(ウ) 対応例 7

Q、「無料の駐輪場はないのか。」

A、「申し訳ございませんが、管理費用等の関係で有料となっております。」
「なお、日曜日と祝日は、市営の駐輪場は無料で利用できます。」

ウ 事業目的等を聞かれたら

(ア) 対応例 8

Q、「なんでこんなことをやっているのか」

A、「この近辺は、放置自転車やバイクが多く、ご近所の方の日常生活に支障をきたしたり、通行人のケガや緊急車両の通行の妨げになる危険性もありますので実施しています。ご理解ください。」

(イ) 応対例 9

Q、「あなたはなんの資格があつてやっているのか。」

A、「港北区役所から事業実施の委託を受けています。」

エ その他関係事項

(ア) 応対例 10

Q、「自転車を置いておくとどうなるのか。」

A、「条例に基づき、移動されることがあります(大型バイクの場合、警察による駐車違反の取り締まりもあります)。」

(イ) 応対例 11⇒区役所に連絡してください

Q、「駐輪場をつくって欲しい。」(要望事項、苦情)

A、「役所の担当のものに伝えます。」

(2) 啓発札の貼付

既に放置されている自転車やミニバイクには、札を貼付し、使用した枚数を業務日報に記入してください。

また、札を貼付する際には、年月日を必ず記入してください。

※ 駅ごとの啓発札は、区が指定した駅でのみ使用すること。

(3) 放置台数等の調査

必要に応じ、実施場所周辺等の放置台数を調査し、業務日報に記入してください。

放置台数は、午前であれば配置後直ちに、午後であれば配置終了間際にカウントしてください。

5 その他

活動が終わったら、速やかに業務日報を作成し提出してください。

自転車マナーアップ声かけ業務実施マニュアル

このマニュアルは、自転車等の放置防止に関する啓発のほか、委託者（区）が指定する区域での自転車のマナーアップ声かけ活動（以下、「声かけ活動」という。）業務について定めます。

1 業務の内容

(1) 業務の趣旨

自転車に関する事故防止、自転車の秩序ある利用の推進等を進めていますが、自転車事故は依然として多く発生し、歩行者が危険を感じるようなマナーの悪い運転も見受けられることから、自転車の安全利用に関する啓発が一層求められています。

そのため、自転車等の放置防止活動にあわせて、自転車の運転等に関するルールやマナーについて啓発を行い、自転車事故の防止と自転車利用マナーの向上を図ります。

(2) 声かけ活動対象区域

声かけ活動は、原則として、自転車等放置防止活動を行う区域の範囲内で区が指定する区域において実施してください。

(3) 声かけ活動の実施回数等

声かけ活動は、放置自転車等防止の啓発とあわせて行い、実施回数、人員、日時は、放置自転車等防止の啓発活動回数の範囲内で行ってください。また、声かけ活動の内容については、業務日報に放置自転車等防止の啓発活動内容とあわせて記載してください。

(4) 声かけ活動の内容

ア 声かけ活動は、通常時は、放置自転車等防止の啓発とあわせて、自転車安全運転等の声かけ等を行います。

イ 危険な自転車運転が多い区域に対しては、区が作成したチラシの配布等の啓発を行う場合があります。

声かけの実施例

- ・ 自転車利用者が、自転車が通行可能な歩道を、すぐには止まれないスピードで走行していた場合
→「歩行者とぶつからないようゆっくり走ってください。」
- ・ 自転車が通行できない歩道を走行していた場合
→「歩行者の安全のために自転車の押し歩きに御協力をお願いします。」
- ・ 自転車利用者が携帯電話、スマートフォン等を使用しながら走行していた場合
→「携帯電話、スマートフォンを見ながらの運転は危ないのでやめましょう。」
- ・ ヘッドホン・イヤホンをつけて走行していた場合
→「音楽を聴きながらの運転は危ないのでやめましょう」

2 基本的な注意事項

(1) 安全最優先

実施にあたっては、安全を最優先し、活動の中で事故が起こらないよう十分に注意してください。

(2) 市民対応は丁寧に

市民と接する場合には、決して命令したり指導したりせず、丁寧に対応してください。相手の様子をよく見て、慎重に声をかけてください。

(3) 無理な実施は避ける

こちらの発言を聞かない人、或いは強い口調で言い返してくる等の場合には、無理な実施は極力避けてください。相手が説明等の話しに応じないようであれば、深追いはしないでください。

(4) トラブルが発生したときは

トラブル等があった場合には、区役所地域振興課放置自転車担当者に早急に連絡してください。

3 研修について

受託者は、必要に応じて監視員へ自転車の安全運転等に関する知識についての研修を行ってください。

4 その他

自転車マナーアップ声かけ業務の実施内容は、自転車等の放置防止活動の実施後に作成する業務日報にあわせて記載してください。

_____ 駅

業務日報

実施日 年 月 日 (曜日) (天候:)					
実施場所	従事者氏名	実施時間	啓発人数 (人)	放置台数 (台)	啓発札の使用枚数 (枚)
			(自転車マナーアップ啓発人数)		
		： ～	()	自転車： バイク：	
		： ～	()	自転車： バイク：	
		： ～	()	自転車： バイク：	
		： ～	()	自転車： バイク：	
合計	人	/	()	自転車： バイク：	
備考					

区担当係長	区担当	現場責任者

記入例

港北 駅

赤札を使用した枚数を記入してください。

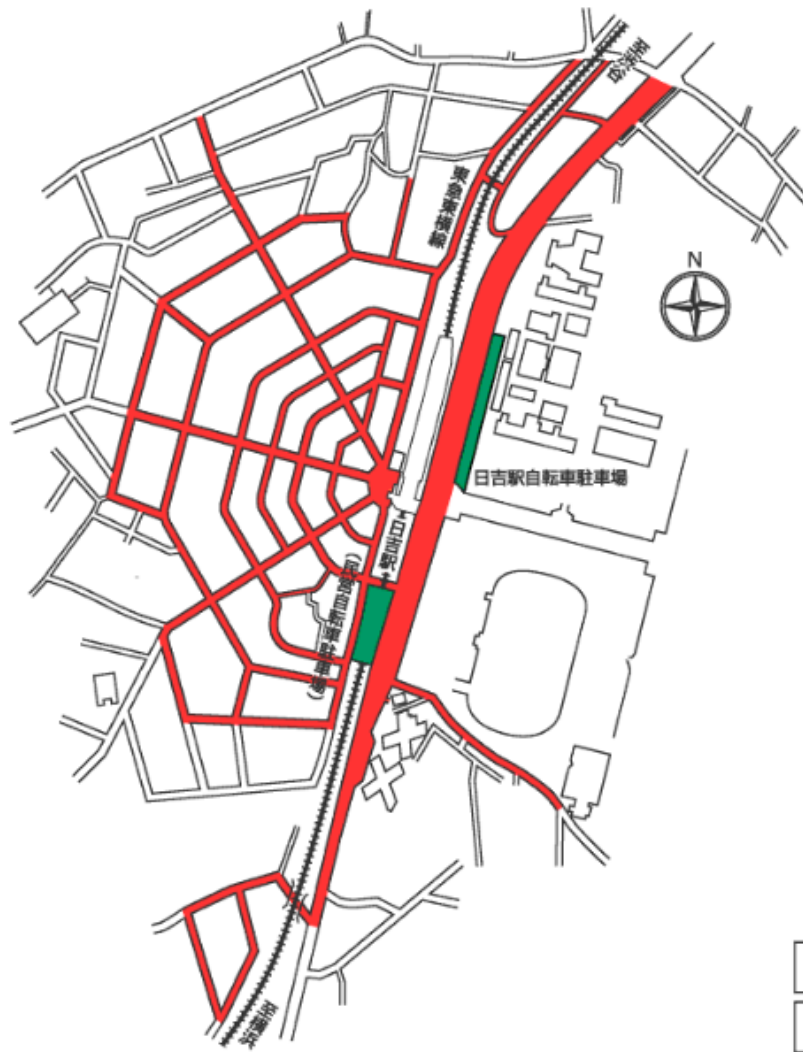
業務日報

実施日 令和2年 4月 1日 (水曜日) (天候: 晴れ)					
実施場所	従事者氏名	実施時間	啓発人数 (人)	放置台数 (台)	啓発札の使用枚数 (枚)
			(自転車マナーアップ啓発人数)		
西口周辺	港北 太郎	9:00 ~ 12:00	10人 (5人)	自転車: 15 バイク: 3	15
	港北 一朗	9:00 ~ 12:00	15人 (7人)	自転車: 20 バイク: 5	
禁止区域全体		:		自転車:	40
		:	()	バイク:	
合計	2人	:	25人 (12人)	自転車: 35	55
				バイク: 8	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の状況 (10時ごろに買い物客が増えた、撤去があったので自転車は少なかった。など) ・禁止区域内の放置自転車について (赤札を貼った黒の自転車が□□に未だにある。など) 				

午前であれば、配置後直ちに、午後であれば配置終了間際にカウントしてください。

区担当係長	区担当	現場責任者

日吉駅周辺



網島駅周辺



駐車場名	
A	網島駅 自転車駐車場
B	網島駅東口 自転車駐車場
C	// 第二自転車駐車場
D	// 第三自転車駐車場
E	// 第四自転車駐車場
F	// 第五自転車駐車場
G	網島駅西口 自転車駐車場
H	// 第三自転車駐車場
I	// 第九自転車駐車場
J	// 第十一自転車駐車場
K	// 第十二自転車駐車場
L	// 第十三自転車駐車場
M	// 第十四自転車駐車場
N	大曾根自転車駐車場(無料)

大倉山駅周辺



駐車場名	
A	大倉山駅 自転車駐車場
B	" 自転車駐車場B
C	" 第三自転車駐車場
D	" 第四自転車駐車場

-  放置禁止区域
-  自転車駐車場

菊名駅周辺



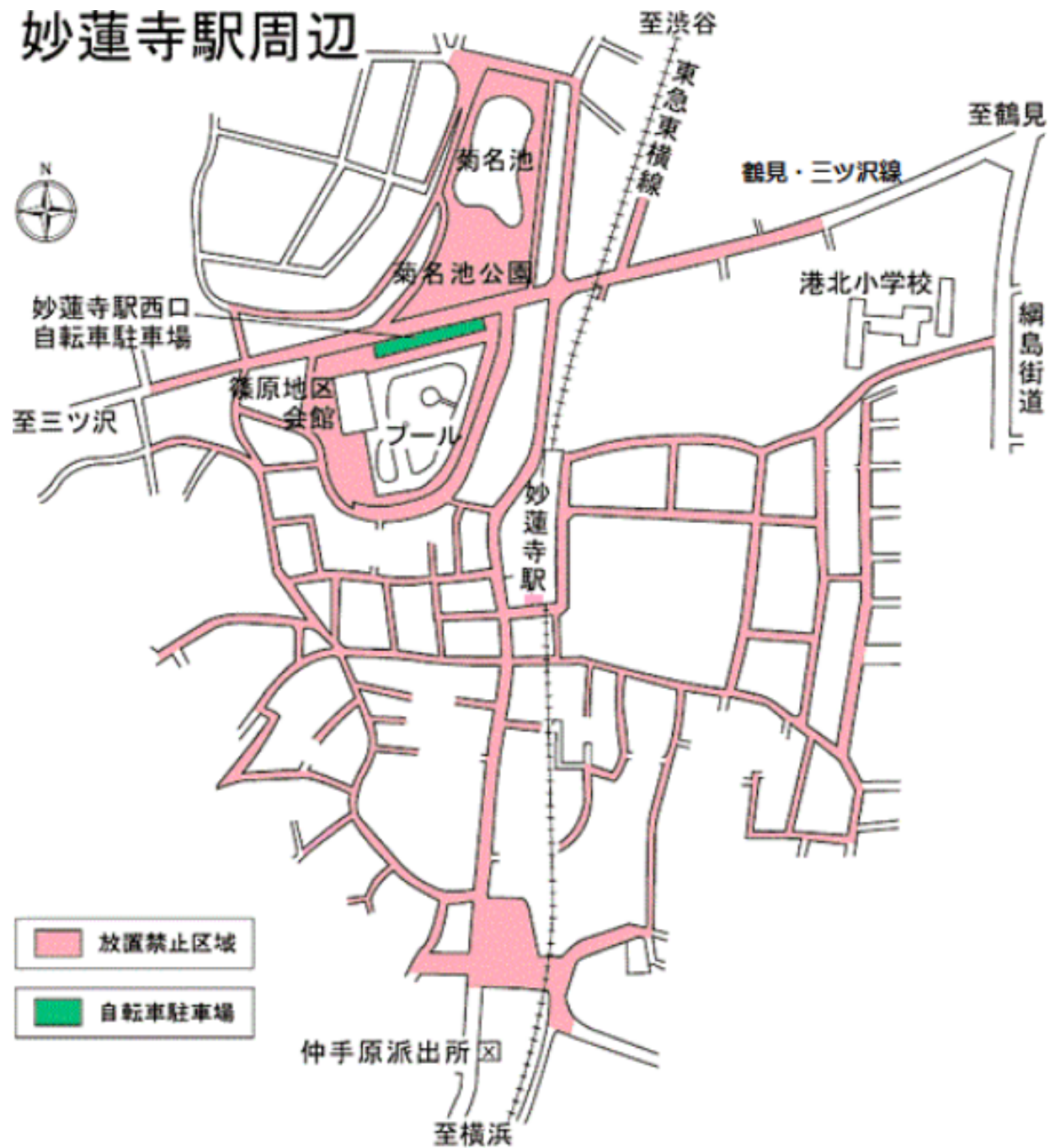
新横浜駅周辺



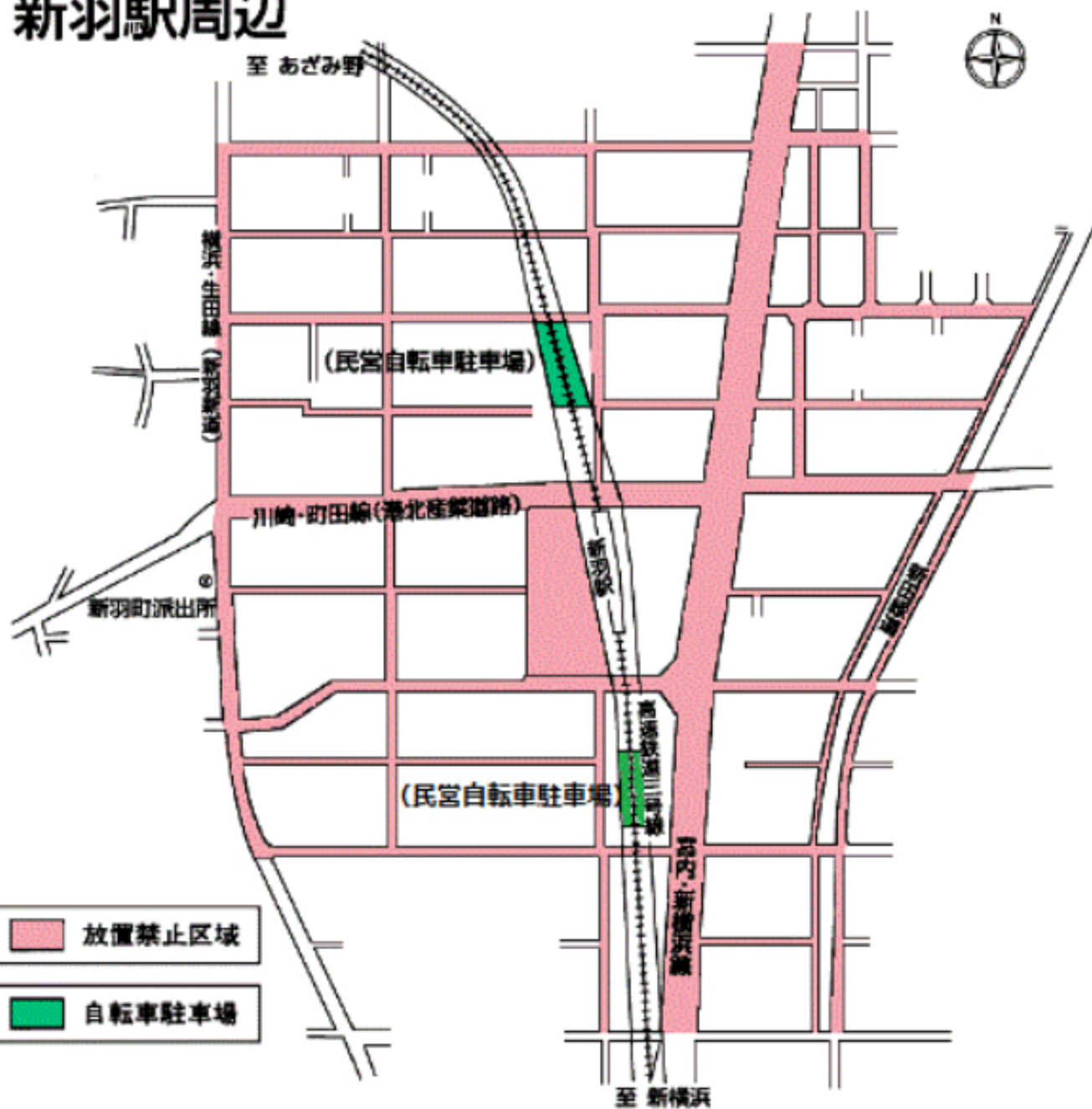
駐車場名	
A	新横浜駅 自転車駐車場
B	" 第二自転車駐車場
C	" 第四自転車駐車場
D	" 第五自転車駐車場
E	民営自転車駐車場

	放置禁止区域
	自転車駐車場

妙蓮寺駅周辺




新羽駅周辺





小机駅周辺



-  放置禁止区域
-  自転車駐車場

日吉本町駅周辺



高田駅周辺

